

令和元年度第3回

帯広市国民健康保険運営協議会 議事録

日時 令和2年2月4日（火）

午後6時30分～

場所 市役所10階第6会議室

出席委員（12名）

被保険者を代表する委員

平 田 委 員
田中井 委 員
横 山 委 員
笹 金 委 員

公益を代表する委員

外 崎 会 長
朝 日 委 員
佐藤英晶 委 員
古 田 委 員

保険医又は保険薬剤師を代表する委員

一 柳 委 員
大 滝 委 員
宇 野 委 員

被用者保険等保険者を代表する委員

高 橋 委 員

帯広市（13名）

川 端 市民環境部長
服 部 企画調整監
森 川 国保課長
小 関 収納対策担当課長
石 崎 課長補佐
木 下 課長補佐

服 部 給付係長
城 岡 給付係主査
林 収納対策主査
田 中 保険料係主査
三 谷 管理係主任
佐 藤 管理係主任補
小 野 管理係主任補

傍聴者等（1名）

報道関係者 1名

事務局

ただいまより、令和元年度第3回国民健康保険運営協議会を開催いたします。

これより先の議事進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長

皆さん、お晩でございます。本日は、公私ともども、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

はじめに、部長からご挨拶をいただきます。

部長

皆さん、お晩でございます。本日は、夜分にもかかわらず、また、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

委員の皆様には日頃から、私どもの保険・医療をはじめ市政全般にわたり、ご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在、「新型コロナウイルス」を原因とする感染症が国際的に大きな問題となっておりまして、1日も早く事態が収束することを願うばかりでございますけれども、国保を取り巻く情勢に目を向けますと、少子高齢化に伴う社会保障費の増大をはじめ、国保制度にとって難しい状況が続いており、国においては、人生100年時代を見据え、「誰もが安心できる全世代型社会保障制度」の構築を目指し、医療を含む社会保障制度全般にわたる改革の議論が行われております。

また、北海道におきましても、令和2年度には、「国保運営方針」の見直し作業が予定されているほか、保険料水準の平準化や保険料・一部負担金の減免基準の標準例の策定などの作業が引き続き行われます。

私どもといたしましては、こうした国や北海道の動きを注視しながら、しっかりと対応してまいりたいと考えているところでございます。

さて、本日の議題は、国民健康保険料の賦課限度額及び賦課割合の改定と令和2年度予算案についてでございます。

議題の詳細につきましては、後ほどご説明申し上げますが、医療費の増加に伴い、北海道に納める納付金が増加していることから、被保険者の保険料負担が増す状況でございます。

帯広市といたしましても、収納率の向上や医療費の適正化をはじめ、保険料の算定時における基礎数値の精緻化などを通じて、被保険者の負担をできるだけ抑制することを念頭に置きながら、予算編成にあた

っているところでございます。

委員の皆様方には、本市の国保事業の一層の健全な運営に向け、忌憚のないご意見やご論議を賜りますようお願い申し上げまして、協議会開催にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

会長

ありがとうございました。

続きまして、委員の出欠についてご報告申し上げます。〇〇委員、〇〇委員から本日の会議に欠席する旨の通知がありましたので、報告いたします。

次に、議事録署名委員として〇〇委員、〇〇委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。

まず、諮問事項を議題とします。2件の諮問事項がありますので、1件ずつ議題といたします。

最初に、「(1) 国民健康保険料賦課限度額の改正について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、諮問事項の1件目であります「国民健康保険料賦課限度額の改定について」ご説明申し上げます。

議案の1ページをご覧ください。

保険料は3区分、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合算したものですが、それぞれの区分において、賦課限度額、つまり保険料の最高額が、国民健康保険法施行令において規定されています。

この度、この施行令が一部改正され、法定の賦課限度額が改定されました。改定の考え方として、資料中央にありますように、「国保料の賦課限度額については、被用者保険におけるルールとのバランスを考慮し、当面は超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に賦課限

度額を引き上げる」こととされています。

「令和2年度においては、3区分の限度額超過世帯割合のバランスを考慮し、医療保険分を2万円、介護納付金分を1万円、合計で3万円引き上げることとし、後期高齢者支援金分は据え置き」となりました。

帯広市では、平成24年度以降、法定の賦課限度額と同額としており、この度も、国の法定限度額の改定に合わせ、賦課限度額を改定することとし、条例改正しようとするものです。

改定内容は、医療保険分を61万円から2万円増額し63万円に、後期高齢者支援金分は19万円を据え置き、介護納付金分を16万円から1万円増額し17万円に、合計で96万円を99万円とし、令和2年度分の保険料から適用するものです。

説明は以上です。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます

会長

ありがとうございました。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんか。

無いようですので、この件については、諮問案どおり承認することによろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしとの声をいただきましたので、諮問案どおり、承認いたします。

次に「(2) 国民健康保険料の賦課割合の改定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、諮問事項の2件目であります「国民健康保険料の賦課割合の改定について」ご説明申し上げます。

議案の2ページをご覧ください。

国民健康保険料は、所得に応じてご負担頂く所得割、被保険者一人ごとにご負担頂く均等割、世帯ごとにご負担頂く平等割の3区分に分かれており、それぞれの区分からどの程度の負担をして頂くか、負担割合を保険料の賦課割合として条例で規定しています。

帯広市の賦課割合は、平成29年度までは、所得割が50、均等割が30、平等割が20としていましたが、平成30年度からの都道府県単位化により、北海道国民健康保険運営方針では、将来的に保険料水準の統一を目指すこととされ、そのためには北海道が示す標準保険料率の賦課割合に合わせていくことが必要になります。

賦課割合を変更することで、保険料が変更となることから、保険料負担の急激な変化を抑制するため、令和6年度に、北海道と同様の賦課割合となるよう、下表のように、段階的に賦課割合を改定することとし、「国民健康保険料水準の統一に向けた保険料賦課割合に関する方針」を市長決裁のうえ、定めています。

この方針に基づき、令和2年度の保険料の賦課割合を、所得割については50から49に、均等割については31から32に改定し、平等割については19のままとすることで、条例改正しようとするものです。

説明は以上です。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

会長

ありがとうございました。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんか。

無いようですので、この件については、諮問案どおり承認することによろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしとの声をいただきましたので、諮問案どおり、承認いたします。

次に、「令和2年度国民健康保険会計予算（案）について」を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、令和2年度国保会計予算案につきまして、ご説明いたします。

まず、議案書3ページをご覧ください。

予算編成の前提となります制度改正についてですが、先ほど諮問いたしました、保険料の賦課限度額、賦課割合の改定に加え、保険料法定軽減基準額の見直しがあります。

これについては、平成26年度以降、毎年度改定されていますが、物価等の上昇に対応し、本来対象とすべき世帯が、引き続き対象となり続けるよう、基準額を見直すものです。

今年度は、被保険者1人当たりに乗じる金額について、5割軽減で5千円増の28万5千円に、2割軽減で1万円増の52万円に改定されます。

次に、4ページをご覧ください。

令和2年度の被保険者数の見込みについてです。

被保険者数は、医療費の推計や保険料率の設定に関係する重要な基礎数値となります。

近年は、被用者保険へ移行する方が多く、国保の被保険者数は減少傾向が続いていますが、減少のペースが落ちてきているため、令和2年度にかけての減少幅は小さくなるものと考えられます。

北海道の推計によると、具体的な数値としては、世帯数が前年比656世帯減の21,461世帯、被保険者数が前年比300人減の33,536人と推計されています。

なお、被保険者数は減少しますが、65歳以上の前期高齢者は若干増加し、被保険者全体に占める高齢の方の割合は一層高まる見込みとなっており、医療費総額が増加する要因の一つと考えています。

また、帯広市における退職被保険者については、令和元年度末でいなくなる見込みとなっています。

次に、5ページをご覧ください。

令和2年度の医療費の推計についてです。

令和2年度の1人当たり医療費については、国の予算編成時の見込伸び率を参考にし、約2.4%増の388,785円と見込んでいます。これに、被保険者数を乗じて、医療費の総額は前年比1.45%増の130億円程度と見込んでいます。

次に、6ページをご覧ください。

保険料収納率の関係です。

保険料収納率は年々向上してきましたが、令和元年度については、前年と同程度で推移しており、予算上の収納率は上回る見込みとなっています。

一方、予算上の収納率を高く見込んだ場合、実績が予算を下回ってしまうと、その差が赤字要素となるため、赤字を生じさせない安定的な財政運営に向けては、達成が見込める収納率で予算計上する必要があります。

令和2年度予算においては、平成30年度の実績収納率92.06%で予算計上することとしています。

次に、収納率向上対策についてです。

帯広市の平成30年度の収納率は、道内主要10市で比較した場合、下から3番目となっており、前年より1つ順位が上がりましたが、保険料負担の公平性や、保険料水準の抑制のためにも、一層の向上が必要となります。

令和2年度の主な取り組みとしては、平成30年度に受けた北海道の収納率向上アドバイザー事業や他市町村の事例を参考にしながら、新たな財産調査や滞納処分の方法に取り組むほか、継続した取り組みになります。口座振替利用率の向上や、研修への参加による職員のスキルアップを図りまして、収納率向上に取り組めます。

次に、7ページをご覧ください。

医療費適正化対策についてです。

平成29年度に策定した保健事業の実施計画である「第二期データヘルス計画」に基づき、特定健診受診率や特定保健指導実施率の向上、

糖尿病などの生活習慣病予防・重症化予防対策に、引き続き重点的に取り組めます。

具体的な取り組み内容としては、継続した取り組みとなりますが、健診受診歴などを分析し、被保険者をいくつかのタイプに分類して、タイプ別により効果的な記載内容としたハガキによる個別受診勧奨を、家庭訪問による受診勧奨とともに行います。

また、特定保健指導に関しては、保健師が事前に連絡をしないで訪問することで、実施率の向上に取り組めます。

なお、令和2年度は、データヘルス計画の見直し時期となるため、令和元年度の評価を基に、計画後半に向けた課題や取り組むべき項目の整理も行います。

さらに、保健事業以外の医療費適正化の取り組みとして、下段にあるように、重複頻回受診者等への指導や、医療費通知の実施、医療関係者の皆様のご協力をいただきながらジェネリック医薬品の普及促進に努めるなど、医療費の適正化に引き続き取り組めます。

次に、8ページをご覧ください。

国保事業費納付金の状況です。

都道府県単位化後の国保の財政運営は、北海道が、全道で必要となる保険給付費を推計し、国・道や他の健康保険制度からの交付金などを除いた額を、納付金の総額として、各市町村の被保険者数・世帯数・所得水準・医療費水準などを考慮し、各市町村が負担すべき額が決定されます。イメージとしては、ページ下段のイメージ図のような形になります。

令和2年度の納付金として、1月15日に通知のあった額は、総額で45億6,329万6千円であり、前年より1億5,173万5千円、率にして3.44%増加しており、1人当たりで見ますと、2,877円、率にして1.86%増加しています。

納付金の増加の主な要因は、被保険者の高齢化に伴う医療費の増加、保険者努力支援等の国からの交付金の減少などであり、さらには、北海道の国保会計において、平成30年度決算の収支不足を補うために財政安定化基金を取り崩しており、この取り崩した分を、令和2年度から3年間かけて、市町村が拠出する必要があり、これも増加要因の

一つとなっています。

次に、9 ページ、10 ページをご覧ください。

1 人当たり保険料の状況です。

以前のような市町村単位での運営であれば、帯広市国保の医療費の支払いに必要な額を集められるよう保険料を設定していましたが、都道府県単位化後は北海道から示された納付金を納めるのに必要な額を集められるように保険料を設定することになります。

実際の保険料は各市町村が独自に決定することになりますが、北海道から納付金と併せて「この保険料率を設定すれば納付金の納付に必要な額を集められる保険料率」として標準保険料率が示されます。

標準保険料率は一つの目安になるものですが、機械的に算定されたものであるため、必ずしも適切な保険料率とはなっていません。

実際の保険料率の算定に当たっては、標準保険料率の算定では考慮されていない一般会計繰入金や国・道補助金といった歳入や、保健事業費などの歳出を加算・減算し、さらに被保険者数や収納率などを実態に即したものに置き換えるなどして算定することとなります。

令和 2 年度の保険料率の見込みですが、1 人当たりの額で比較すると、先ほどご説明したとおり納付金は 2,877 円、1.86%増加し、1 人当たりの賦課額、資料の⑦の数値になりますが、標準保険料率の算定では 3,020 円、率にして 2.19%増加します。

一方、個別の歳入歳出を加減算し、収納率などを実態に即した数値に置換えて算定したものが、令和 2 年度の試算値になります。

令和元年度の保険料率と令和 2 年度の試算値を比較すると、1 人当たり賦課額は 3,847 円、率にして 2.94%の増となります。

ちなみに、介護納付金分の負担がない 40 歳未満のみの世帯や、65 歳以上のみの世帯では、2,743 円、率にして 2.68%の負担増となる見込みです。

また、令和 2 年度の保険料率は、医療分・後期支援金分・介護納付金分の 3 つを合算したもので、所得割 11.5%前後、均等割 43,000 円程度、平等割 39,000 円程度となるものと試算しております。

なお、この数値はあくまでも予算編成時点における試算値であり、実際の保険料率は 5 月に被保険者の所得の状況が明らかになった時

点で算定し、運営協議会に諮問した上で決定することになります。

次に、11 ページをご覧ください。

こちらは都道府県単位化に伴う様々な見直しなどの対応状況をまとめた資料となります。

平成 30 年 4 月から都道府県単位での運営となっておりますが、各種基準や事務については、長年市町村単位で運営されてきた経過から、市町村間で様々な相違があります。それらについては、北海道が標準例を定め、市町村は段階的に標準例に合わせることで、基準や事務の標準化を図ることとされています。平成元年度までに標準化・統一を図ったものもありますが、今後検討・決定とされているものも、まだある状況です。

まず、法定外繰入の解消、葬祭費、高額療養費支給申請勧奨については、平成 30 年度において、北海道の定めた運営方針の規定に即した状況へと対応済みとなっております。

基金の運用については、北海道から具体的に示されていませんが、繰り入れの考え方を整理し、令和 2 年度の保険料算定における増加抑制の財源として繰り入れを行います。

保険料の賦課割合については、本日諮問し、諮問どおりとしてお答えをいただいたところですが、令和 6 年度まで段階的に見直しを行なうこととしています。

また、保険料減免と一部負担金減免については、北海道の標準例策定の作業が遅れ、現時点では令和 2 年度中に標準例が示される予定となっていることから、検討・見直しの時期についても、当初予定していたスケジュールよりも 2 年間先送りとなっております。

収納率向上対策については、先ほどご説明したとおり、平成 30 年度に受けた、北海道のアドバイザー事業や他市町村の事例を踏まえ、新たな財産調査や滞納処分の方法への取り組みなどを引き続き行ってまいります。

事務処理システムについては、令和 2 年 6 月からの稼働開始に向け、移行作業等に取り組んでいるところでございます。

今後とも北海道と連携を密にしつつ、被保険者の皆さんにご迷惑をかけることのないよう、しっかりと制度運営に当たっていきたいと考えています。

以上が、令和2年度の国民健康保険会計予算案の概要となります。
予算案については、今後2月中旬に発表し、3月の市議会でご審議
いただく予定となっております。説明は以上です。

会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局より多岐にわたっての説明がございました。この説明
について、ご質問、ご意見ございませんか。

〇〇委員

保険料の収納率について、平成30年度までは割と順調に上がって
きた感じがします。令和元年度は、前年と同程度とのことですが、収
納率が上がっていない原因をお伺いします。

事務局

過去3年間の取り組みで見ますと、平成27年度の88.87%から、
平成30年度の92.06%に、3%以上収納率が上がり、平均すると、
毎年1%以上の伸びとなっています。

それ以前については、1%上げるのに、3~4年かかっていました。

収納率が上昇した要因として、近年の社会保険の適用拡大に伴い、
高齢な方に比べ、収納率の低い若い方々が国保を抜け社会保険に移り、
収納率の高い高齢の方々の占める割合が増えたことが挙げられます。

また、もう一つには、滞納している方に対し、納付の約束をしている
にも関わらず、その約束を守っていただけない場合は、積極的に差
押えを行っております。

そうした要因により、収納率が上がってきたのですが、社会保険の
適用拡大に伴う影響の落ち着きに加え、差押え可能な件数が減ってき
ております。具体的には、昨年度は換価額が1件当たり7万7千円程
度あったのが、今年度は1件当たり4万4千円程度と減少してしま
います。

収納率向上アドバイザー事業を活用し、これまでは行えていなかっ
た分野の差押えも始めており、滞納繰越分の収納率は上がっておりま
すが、現年分は伸び悩んでいる状況です。

今後については、保険料をしっかりと支払われている方々の立場に
立って、引き続き、職員一丸となって収納率向上を図ってまいりたい
と考えております。

〇〇委員

昨年、十勝総合振興局が中心となって、外国人患者の医療受け入れ

に関する会議が行われ、その際、医療費が払えるのかどうか、どのように徴収するのか等が話題に上った。

帯広市の国保における外国人の被保険者はどの位いるのか、そういう方たちの保険料収納率はどのようになっているのか、お伺いします。

事務局

外国人被保険者の状況につきましては、平成 31 年 4 月 1 日現在の数値となりますが、世帯数で 205 世帯、被保険者数で 303 名となっております。

保険料収納率についてですが、日本人と分けて収納率を算出しておらず、外国人のみの数値は持ち合わせておりません。

外国人の方については、出身の国には、医療保険制度が確立されていない国もあることから、医療保険を使って医療を受けるためには、保険料を納めなければならないという制度に対する理解を十分得られない方がいるのも事実です。

在留許可の申請の際に、保険料の滞納があると許可を得ることが難しくなるといった仕組みもありますし、近年、外国人の方が窓口にいられて、保険料の未納があったら払いますと言って、納付されるケースも増加しており、明確な数値は持ち合わせていませんが、外国人被保険者の収納率は今後上がっていくのではないかと考えております。

会長

よろしいですか。他にございませんでしょうか。

無いようですので、この件については、以上といたします。

その他についてですが、委員の皆様から何かございますか。

他にないようでしたら、事務局からの連絡事項をお願いいたします。

事務局

皆様、お疲れ様でございました。

次回、令和 2 年度第 1 回運営協議会の日程につきましては、5 月下旬を予定しております。

また、1 ヶ月前の 4 月下旬までに開催の案内を送付する予定でおりますので、よろしくをお願いいたします。

会長

他になければ、本日の会議はこれもちまして終了させていただきます。ありがとうございました。